

短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和7年4月現在(単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)							サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	介護保険負担 限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	1日ご利用の場合 の 自己負担額 合計 (目安)
	基本 サービス費 (日)	看護体制 加算 I (日)	夜勤職員 配置加算 I (日)	機能 訓練加算 (日)	サービス提供 体制強化加算 II (日)	生産性向上推 進体制加算 I (月)	介護職員処遇 改善加算 (I)					
要介護 1	603	4	13	12	18	100	所定単位数 × 加算率14.6%	第1段階	380	300	790	
								第2段階	480	600	2,097	
								第3段階①	880	1,000	2,897	
								第3段階②	880	1,300	3,197	
								第4段階	1,231	1,850	4,098	
要介護 2	672	4	13	12	18	100		第1段階	380	300	790	
								第2段階	480	600	2,180	
								第3段階①	880	1,000	2,980	
								第3段階②	880	1,300	3,280	
								第4段階	1,231	1,850	4,181	
要介護 3	745	4	13	12	18	100		第1段階	380	300	790	
								第2段階	480	600	2,269	
								第3段階①	880	1,000	3,069	
								第3段階②	880	1,300	3,369	
								第4段階	1,231	1,850	4,270	
要介護 4	815	4	13	12	18	100		第1段階	380	300	790	
								第2段階	480	600	2,353	
								第3段階①	880	1,000	3,153	
								第3段階②	880	1,300	3,453	
								第4段階	1,231	1,850	4,354	
要介護 5	884	4	13	12	18	100	第1段階	380	300	790		
							第2段階	480	600	2,436		
							第3段階①	880	1,000	3,236		
							第3段階②	880	1,300	3,536		
							第4段階	1,231	1,850	4,437		

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算…所定単位数×加算率14.6% * 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※食事代、内訳朝食430円、昼食730円、夕食690円です。おやつ代66円が別途掛かります。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

長期利用者に対する減算(−30単位/日)、療養食加算(1回8単位/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56単位/日)、在宅中重度受入加算(413単位/日)、医療連携強化加算(58単位/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200単位/日)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、緊急短期入所受入加算(90単位/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円、園芸療法~500円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、2200円/利用時)、抗原検査代(500円/回 ※上限1500円)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184単位の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に55円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで2000円、その後30分毎に1000円、その他交通費1km25円となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合110円です。

* 電化製品等の嗜好品を持ち込みの場合は電気使用量1点につき55円が掛かります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和7年4月現在(単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)							サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合 の 自己負担額 合計 (目安)
	基本 サービス費 (円)	看護体制 加算 I (円)	夜勤職員 配置加算 I (円)	機能 訓練加算 (円)	サービス提供 体制強化加算 II (円)	生産性向上推 進体制加算 I (月)	介護職員処遇 改善加算 (I)					
要介護 1	603	4	13	12	18	100	所定単位数 × 加算率14.6%	1,813	1,231	1,850	110	5,004
要介護 2	672	4	13	12	18	100		1,979	1,231	1,850	110	5,170
要介護 3	745	4	13	12	18	100		2,157	1,231	1,850	110	5,348
要介護 4	815	4	13	12	18	100		2,326	1,231	1,850	110	5,517
要介護 5	884	4	13	12	18	100		2,492	1,231	1,850	110	5,683

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算…所定単位数×加算率14.6% * 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※食事代、内訳朝食430円、昼食730円、夕食690円です。おやつ代66円が別途掛かります。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

長期利用者に対する減算(ー30単位/日)、療養食加算(1回8単位/1日に3回限度)、個別機能訓練加算(56単位/日)、在宅中重度受入加算(413単位/日)、医療連携強化加算(58単位/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200単位/日)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、緊急短期入所受入加算(90単位/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円、園芸療法~500円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、2200円/利用時)、抗原検査代(500円/回 ※上限1500円)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184単位の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に55円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで2000円、その後30分毎に1000円、その他交通費1km25円となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合110円です。

* 電化製品等の嗜好品を持ち込みの場合は電気使用量1点につき55円が掛かります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和7年4月現在(単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)							サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合 の 自己負担額 合計 (目安)
	基本 サービス費 (円)	看護体制 加算 I (円)	夜勤職員 配置加算 I (円)	機能 訓練加算 (円)	サービス提供 体制強化加算 II (円)	生産性向上推 進体制加算 I (月)	介護職員処遇 改善加算(I)					
要介護 1	603	4	13	12	18	100	所定単位数 × 加算率14.6%	2,719	1,231	1,850	110	5,910
要介護 2	672	4	13	12	18	100		2,969	1,231	1,850	110	6,160
要介護 3	745	4	13	12	18	100		3,235	1,231	1,850	110	6,426
要介護 4	815	4	13	12	18	100		3,488	1,231	1,850	110	6,679
要介護 5	884	4	13	12	18	100		3,738	1,231	1,850	110	6,929

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算…所定単位数×加算率14.6% * 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※食事代、内訳朝食430円、昼食730円、夕食690円です。おやつ代66円が別途掛かります。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

長期利用者に対する減算(−30単位/日)、療養食加算(1回8単位/1日に3回限度)、個別機能訓練加算(56単位/日)、在宅中重度受入加算(413単位/日)、医療連携強化加算(58単位/日)、

認知症行動・心理症状緊急対応加算(200単位/日)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、緊急短期入所受入加算(90単位/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円、園芸療法~500円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、2200円/利用時)、抗原検査代(500円/回 ※上限1500円)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184単位の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に55円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで2000円、その後30分毎に1000円、その他交通費1km25円となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合110円です。

* 電化製品等の嗜好品を持ち込みの場合は電気使用量1点につき55円が掛かります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。